

社会福祉法人埼玉医療福祉会埼玉医療福祉会看護専門学校学則

(平成11年4月1日 制定)

第1章 総則

(目的)

第1条 埼玉医療福祉会看護専門学校（以下「本校」という。）は、学校教育法及び保健師助産師看護師法に基づき、看護師になろうとする者に対して必要な知識及び技術を修得させ、併せて人格の涵養に努め、社会に貢献できる有為な人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、埼玉医療福祉会看護専門学校という。

(位置)

第3条 本校の位置を埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷38番地に置く。

第2章 課程、学科、修業年限及び定員等

(課程、学科、修業年限、定員等)

第4条 本校の課程、学科、修業年限及び定員等は次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜の別	修業年限	入学定員	総定員	クラス数
医療専門 (3年課程)	看護学科	昼間	3年	80人	240人	6クラス

(在学年限)

第5条 本校の在学年限は、6年を超えることができない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年は、次の2期に分ける。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 春季休業 2週間
- (4) 夏季休業 5週間
- (5) 冬季休業 2週間

(6) 開校記念日 5月2日

2 第1項に定めるものの他、校長は必要に応じて休業日を設け、又は休業日に授業を行い、若しくは休業日を変更することができる。

第4章 入学、退学、休学及び卒業等

(入学の時期)

第9条 本校の入学時期は4月始めとする。

(入学資格)

第10条 本校に入学できる者は、学校教育法第90条1項の規定に該当する者とする。

(入学の出願)

第11条 本校に入学を希望する者は、本校所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。提出時期、方法、提出すべき書類については別に定める。

(入学者の選考)

第12条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第13条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、第29条に定める入学金その他の学納金及び保証人連署の誓約書等必要な書類を添えて提出しなければならない。

2 校長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(退学又は転学)

第14条 学生がやむを得ない事由により退学又は転学を希望する場合は、保証人連署の願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(転入学)

第15条 本校へ転入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度であり、かつ、欠員がある場合に限り選考の上、相当の学年に入学を許可することがある。

2 転入学に関する事項については別に定める。

(休学)

第16条 疾病その他やむを得ない事情により3ヶ月以上就学することができない場合は、診断書又はその事由を記した所定の用紙で届け出て、校長の許可を得て休学することができる。

(休学の期間)

第17条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由があると認められる場合は、更に1年を限り延長することができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、第4条の修業年限及び第5条の在学年限に算入しない。

(復学)

第18条 休学期間中であっても休学の理由がなくなったときは、校長の許可を得て復学

することができる。

2 復学の許可を得た者は、休学当時の学年に復学する。

(除籍)

第19条 次の各号の一に該当する者は、教員会議の議を経て、校長が除籍する。

(1) 第5条の定めた在学期間を超えた者

(2) 第17条第2項に定める休学の期間を超えてなお、復学できない者

(3) 死亡した者

(4) 理由なく3ヶ月以上授業料その他の学納金の納入を怠り、督促してもなお、納入しない者

(卒業及び称号の授与)

第20条 本校において3年以上在学し、学則に定める授業科目及び単位を修得した者には、教員会議の決議を経て校長が課程修了を認定する。

2 校長は課程修了を認定した者に対して、卒業証書並びに専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

第5章 教育課程、単位の授与等

(教育課程)

第21条 本校の教育課程は、別表第1のとおりとする。

2 校長が特に必要と認める場合は、前項に規定する以外の授業科目及びその単位数を加えることができる。

(単位の計算方法)

第22条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学習をもって構成することを標準とし、次のように定める。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間をもって1単位とする。

(2) 実験及び実技については、30時間から45時間をもって1単位とする。

(3) 臨地実習については、45時間をもって1単位とする。

(単位の授与)

第23条 各授業科目を履修し、その試験に合格した者に対して単位を授与する。

2 各授業科目の単位数は、第21条に定めるところによる。

3 各授業科目について所定の出席時間数に達した学生に限り、その授業科目を履修したとみなす。

4 学習の評価に関する必要事項は、別に定める。

(既修得単位の認定)

第24条 大学、その他の養成学校を卒業した者で、既修得の学習内容が本校の教育内容に相当すると認められる場合は、校長が別に定めるところにより既修得単位の認定を行う。

第6章 賞罰

(表彰)

第25条 学生として表彰に値する行為があった者は、教員会議の議を経て校長がこれを表彰する。

(罰則)

第26条 学生が学則に違反し、又は秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為があったときは、教員会議の議を経て校長がこれを懲戒する。

- 2 懲戒は訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - (1) 学業不振で成業の見込がないと認められる者
 - (2) 正当な理由がなく出席常でない者
 - (3) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第7章 健康管理

(健康診断)

第27条 学校保健安全法第13条の規定に基づき、健康診断を毎年1回行う。

- 2 校長が必要と認めた場合は、臨時に健康診断を行う。

(健康管理)

第28条 健康管理の細部については別に定める。

第8章 授業料等

(授業料等の納入金額)

第29条 授業料等の種類及び納入金額は、次のとおりとする。

	看護学科
入 学 金	200,000 円 (入学手続時)
授 業 料	360,000 円 (年額)
施設整備費	120,000 円 (年額)
実験実習費	120,000 円 (年額)
教育実習費	60,000 円 (年額)

(授業料等の納入)

第30条 授業料等は、各期毎（前期5月末日、後期11月末日）までに納入しなければならない。

- 2 授業料は、休学又は停学中であっても納入しなければならない。ただし、休学の場合にあつては、事情により減免することがある。
- 3 退学、転学又は除籍の場合における授業料等は、その納期に属する分は納入しなければならない。

- 4 学年の途中において転入学又は復学した場合の授業料は、その納期に属する分について納入しなければならない。
- 5 授業料を所定の期日までに納入しないときは、授業への出席、図書の閲覧及び本校の施設設備の利用を認めない。
- 6 既納の納入金は、返還しない。ただし、入学金を除く納入金は指定した日時迄に申し出があった場合はこの限りではない。

第9章 教職員組織及び学校運営

(教職員組織)

第31条 本校に次の教職員を置く。

	看護学科
校長	1名
副校長	1名
教務主任	1名
専任教員 (実習調整者含む)	11名以上
講師	30名以上
事務職員	若干名
校医	1名

- 2 校長は校務を掌握し、所属職員を監督する。
- 3 副校長は校長を補佐し、校務を整理する。
- 4 教務主任は、教務に関する校務を整理する。

(学校運営に関する会議)

第32条 学校の円滑な運営と教育内容の向上を図るために、以下に定める会議及び委員会をもつ。

- (1) 学校運営会議
 - (2) 教育会議
 - (3) 教員会議
 - (4) 臨地実習指導者会議
 - (5) 入学選考委員会
 - (6) 健康管理委員会
 - (7) 図書管理委員会
 - (8) 学校関係者評価委員会
- 2 会議及び委員会の管理運営については校長が別に定める。

第10章 雑則

(保証人の変更等)

第33条 保証人を変更しようとするときは保証人変更届を、また住所等に変更があったときは住所変更届等を速やかに提出しなければならない。

(細則等)

第34条 この学則の実施についての細則及び本校の運営に必要な事項は、その都度校長が定める。

附 則

この学則は、平成11年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、平成14年12月1日より施行し、改正後の第5条の条文は平成14年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日より施行する。

ただし、平成21年度3月31日現に在籍する学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の規定による。

附 則

この学則は、平成22年4月1日より施行する。

ただし、平成22年度3月31日現に在籍する学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の規定による。

附 則

この学則は、平成23年3月1日より施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日より施行する。

ただし、平成26年度3月31日現に在籍する学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の規定による。

附 則

この学則は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日より施行する。ただし、令和2年度以前の入学者は従前の学則を適用する。

課程名	学科名	昼夜の別	修業年限	入学定員	総定員	クラス数
医療専門 (3年課程)	第一学科	昼間	3年	80人	240人	6クラス
医療専門 (2年課程)	第二学科	昼間	2年	50人	100人	4クラス

附 則

この学則は、令和4年4月1日より施行する。

